

妥結率が低い保険薬局等の適正化について (いわゆる未妥結減算)

妥結率が低い保険薬局等の適正化

妥結率が低い場合は、医薬品価格調査の障害となるため、毎年9月末日までに妥結率が50%以下の保険薬局及び医療機関について、基本料の評価の適正化を図る。

< 診療報酬 >

- ◆ 許可病床が200床以上の病院において、妥結率が低い場合は、初診料・外来診療料・再診料の評価を引き下げる。

(新) 初診料	209点 (妥結率50%以下の場合)	〔通常：282点〕
(新) 外来診療料	54点 (妥結率50%以下の場合)	〔通常：73点〕
(新) 再診料	53点 (妥結率50%以下の場合)	〔通常：72点〕

< 調剤報酬 >

- ◆ 保険薬局において、妥結率が低い場合は、調剤基本料の評価を引き下げる。

(新) 調剤基本料	31点 (妥結率50%以下の場合)	〔通常：41点〕
(新) 調剤基本料の特例	19点 (妥結率50%以下の場合)	〔通常：25点〕

$$\text{妥結率} = \frac{\text{卸売販売業者と当該保険医療機関等との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (各医療用医薬品の規格単位数量 \times 薬価を合算したもの)}}{\text{当該保険医療機関等において購入された医療用医薬品の薬価総額}}$$

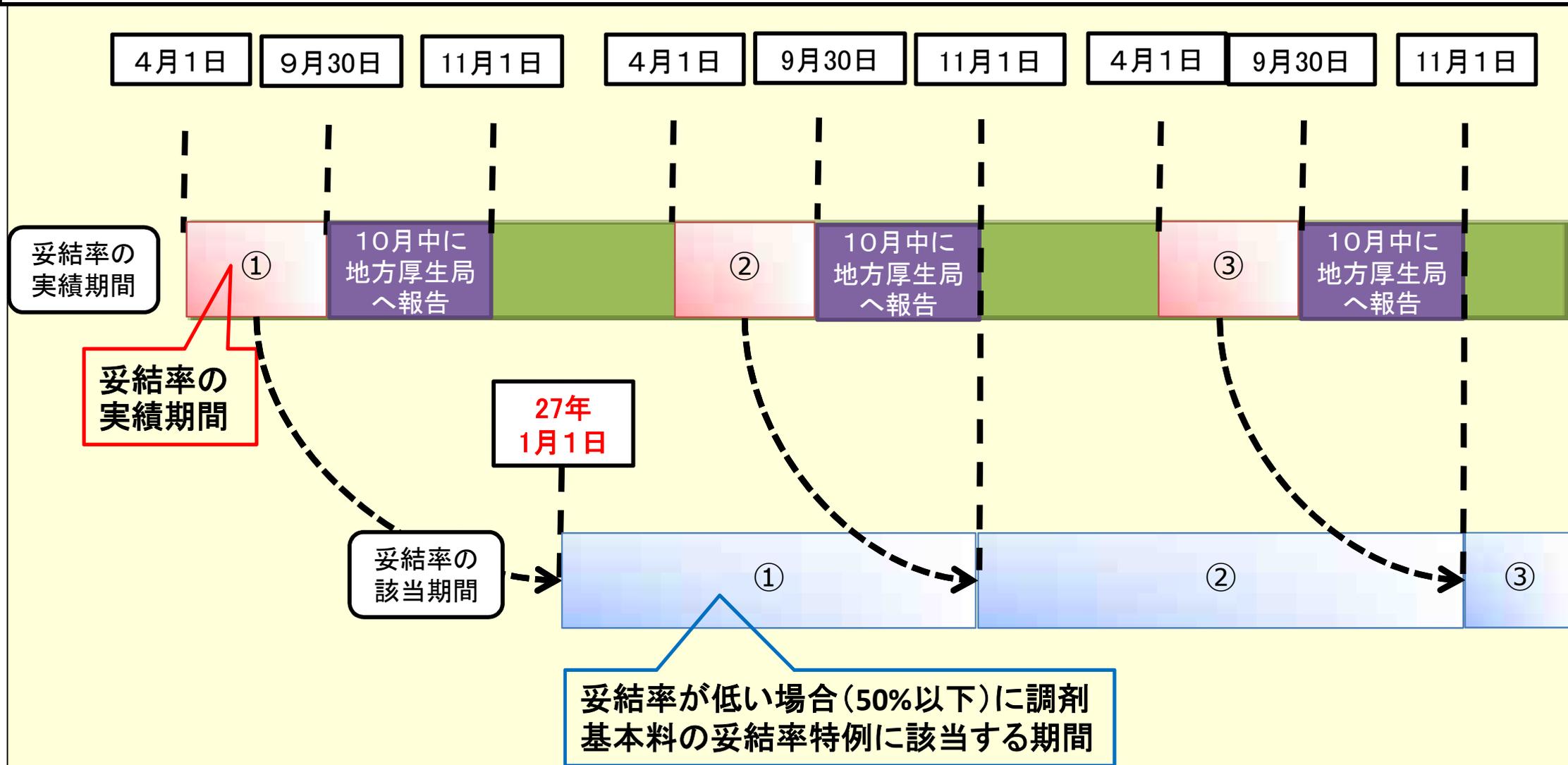
許可病床が200床以上の病院及び保険薬局においては、年に1回妥結率の実績について、地方厚生局へ報告する。

価格妥結状況調査結果概要

区 分	妥結率(取引年月別)		増 減
	平成23年9月	平成25年9月	
病 院(総計)	57.9%	56.6%	▲1.3%
200床以上	51.1%	50.2%	▲0.9%
その他	82.7%	81.7%	▲1.0%
診 療 所	96.9%	96.1%	▲0.8%
(医療機関 計)	(71.7%)	(70.4%)	(▲1.3%)
チェーン薬局(20店舗以上)	62.8%	51.9%	▲10.9%
そ の 他 の 薬 局	90.8%	85.3%	▲5.5%
(保険薬局 計)	(84.1%)	(76.2%)	(▲7.9%)
総 合 計	78.1%	73.5%	▲4.6%

調査客体：一般社団法人日本医薬品卸売業連合会会員構成員企業の卸売業者

妥結率の特例の実績期間と該当期間



- 4月1日から9月30日を妥結率の実績期間とし、当該期間の妥結率の実績が基準を上回る場合には、11月1日から翌年10月31日まで妥結率が低い保険薬局とはみなされない。
- ただし、書類提出期間を踏まえ導入初年度のみ1月1日より適用とする。

医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための運用方針の概要

医薬品卸売販売業者の以下の行為

- ①価格提示の遅延行為
- ②価格交渉の遅延行為
- ③「妥結しなければいわゆる未妥結減算が適用される」ということを明示した交渉行為
- ④「妥結率の根拠となる資料」の提出の拒否又は遅延行為

相談窓口(経済課)への相談

事実関係の確認

改善指導

改善あり

改善なし

顛末書徴収
再指導

改善あり

改善なし

妥結へ

④の場合、妥結率の根拠資料として地方厚生支(部)局へ

公表

価格妥結率を 報告する様式

妥結率に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

提出に係る個別基本料の 区分 (いずれかに○を付す)	1) 個別基本料(個別案件を含む。)	(妥結率50%超)
	1) 個別基本料の妥結率特例	(妥結率50%以下)
	1) 個別基本料の特例(イ又はロ)	(妥結率50%超)
	1) 個別基本料の特例(イ又はロ)の妥結率特例	(妥結率50%以下)

当該保険薬局において購入された薬価基準に記載されている 医療用医薬品の薬価総額(各医療用医薬品の規格単位数量× 薬価を合算したもの) (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた 薬価基準に記載されている医療用医薬品の薬価総額(各医療用 医薬品の規格単位数量×薬価を合算したもの) (②)	円
妥結率 (②÷①)×1%	%

【記載上の注意】

- 1 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 2 「①」及び「②」については、報告年度の当年4月1日から9月30日の薬価総額を報告年度の10月中に報告すること。報告しない場合は、妥結率の低い保険薬局とみなされることに留意すること。
- 3 保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

価格妥結率を 証する書類 (卸連モデル様式)

妥結率の根拠となる資料

○価格妥結状況確認書

価格妥結状況確認書			
平成26年4月1日から9月30日までに甲と乙の間で売買された薬価基準に収載されている医療用医薬品についての価格妥結状況は次のとおりであり、今後、価格が変更されることがないことを双方で合意いたします。			
総納入額（薬価換算）	〇〇〇	円	
価格妥結済品目納入額（薬価換算）	〇〇〇	円	
平成26年10月〇日			
甲	〇〇病院・薬局	印	
乙	〇〇卸 志	印	



○品目リスト

メーカー	品名	規格・容量	薬価 (包装単位)	総妥結済額		総納入額	
				納入数量 (包装単位)	総額 (薬価ベース)	納入数量 (包装単位)	総額 (薬価ベース)
計							

早期妥結に向けた厚生労働省の対応

平成26年

診療報酬上の対応

- ・診療報酬改定説明会(3月)
- ・疑義解釈通知(3月、9月)
- ・妥結率の報告周知(10月)等

3月～4月 未妥結減算制度に関する説明会(全国9地区)

6月 価格妥結状況調査(6月取引分)の実施

7月～8月 価格妥結状況調査(7月・8月取引分)実施(広域5卸のみ)

8月～9月 妥結状況の確認(全国18社)

9月 公的医療機関本部との意見交換・早期妥結要請

10月末 厚生局へ妥結率の報告